令和８年熊本地震に係る対応状況について

令和８年 10 月 30 日(金) 17:00 現在
環境省

【省全体関係】
〇環境省災害情報連絡室を設置（７月28日）
〇環境省災害対策チームに改組（７月28日）
〇環境省非常災害対策本部に改組（７月28日）
〇第１回環境省非常災害対策本部会議を開催（７月29日）
〇第２回環境省非常災害対策本部会議を開催（７月30日）
〇第３回環境省非常災害対策本部会議を開催（７月31日）
〇第４回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月３日）
〇第５回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月４日）
〇第６回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月７日）
〇第７回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月 12 日）
〇第８回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月 19 日）
〇第９回環境省非常災害対策本部会議を開催（８月 28 日）

〇環境省職員の派遣
・現地災害対策本部に以下の職員を派遣

（令和８年９月 30 日時点）

派遣先	派遣期間	派遣者	のべ人数
熊本県庁	７月 30 日～９月 30 日	本省指定職級、管理職、職員	166 人・日

【災害廃棄物関係】
〇災害廃棄物対策室から九州環境局へ被害情報の収集を指示（７月 28 日）
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県、長崎県、鹿児島県に発出（７月 28 日）
・災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保、分別の徹底及び仮置場受入れに関する基本的な考え方について
・災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携について
・災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
・災害廃棄物の害虫及び悪臭への対策について
・被災した業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器のフロン類の処理について
・廃石綿等、感染性廃棄物、ＰＣＢ廃棄物や水銀使用製品廃棄物が混入した災害廃棄物について
・発生した災害廃棄物の処理等に係る石綿飛散防止対策について
・被災した自動車の処理について
・被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
・被災した太陽光発電設備の保管等について
・被災したパソコンの処理について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に発出（８月４日）

・災害ボランティアの熱中症対策について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月５日）
・被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱いについて
〇災害廃棄物処理に関して以下の通知を熊本県に発出（８月７日）
・損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月７日）
・既に所有者等によって 全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて
・災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月 13 日）
・仮置場におけるリチウムイオン電池等による火災防止について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月 17 日）
・応急仮設住宅に関する家屋の解体に係る申込みの取扱いについて
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月 21 日）
・既に所有者等によって 全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月 24 日）
・損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
・公費解体・撤去の申請手続の受付体制の確保等について
〇災害廃棄物処理に関して以下の周知を熊本県に発出（８月 24 日）
・「公費解体・撤去マニュアル」の改訂について
〇災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） 登録者に発出（８月 27 日）
・現地支援への協力について

〇災害廃棄物処理に関して以下の情報を SNS で発信
・仮置場における分別について（８月１日）
・仮設トイレ及びトイレカーへの巡回（８月２日）
・人材バンクによる支援の開始（８月３日）
・避難所のし尿回収状況（８月５日）
・破損した太陽光発電設備についての注意点（８月５日）
・仮置場の渋滞解消に向けた新たな仮置場開設の周知（宇土市、宇城市、八代市）（８月５日）
・ラップポン等簡易トイレの廃棄物回収についての注意喚起（８月６日）
・ボランティアへの災害ごみの片付け作業にあたっての注意喚起（８月７日）
・公費解体支援チームの設置について（８月８日）
・災害廃棄物支援調整本部の設置について（８月８日）
・災害廃棄物処理に係る補助金等説明会の開催について（８月 10 日）
・仮置場における分別や荷下ろしについて（８月 11 日）
・人材バンク制度による派遣について（８月 12 日）
・災害廃棄物処理支援ネットワークに所属する全国都市清掃会議の協力によるごみ収集の支援について（８月 14 日）
・リチウムイオン電池の廃棄についての注意喚起（８月 17 日）
・八代市における緊急公費解体の開始について（８月 18 日）
・石原環境大臣による現地視察について（８月 21 日）
・包括的災害廃棄物対策プログラムについて（８月 22 日）
・リチウムイオン電池の廃棄についての注意喚起（８月 22 日）

・倒壊・損壊した建物付近で作業する際の防じんマスクの着用について（８月 25 日）
・ボランティアセンター等への防じんマスク配送について（８月 25 日）
・災害廃棄物を仮置場に持ち込む際の分別について（８月 31 日）
・「令和８年熊本地震非常災害復旧復興本部（第１回）」の辻環境副大臣の出席について（９月４日）
・辻環境副大臣による現地視察について（９月 11 日）
・八代市における緊急公費解体の進捗について（９月 29 日）
・熊本県による市町村向け公費解体の説明会について（９月 29 日）
・八代市における公費解体の受付開始について（９月 29 日）

〇環境省職員等の派遣
・７月 29 日以降、環境省職員（本省課長級ほか、地方環境局）を熊本県庁及び県内市町に巡回派遣し、被害状況や市町村担当部局への対応状況を確認。

	派遣人数	のべ人数・日	派遣先自治体名		備考
７月 29 日～７月 31 日	36 名	36 名・日	熊本県	熊本県庁、熊本市、宇城市、宇土市、合志市、氷川町、八代市、美里町、甲佐町、益城町、嘉島町、御船町、西原村、上天草市、天草市、芦北町、菊陽町、大津町	
８月１日～８月 31 日	371 名	407 名・日	熊本県	熊本県庁、熊本市、宇城市、宇土市、合志市、氷川町、八代市、美里町、甲佐町、益城町、嘉島町、御船町、西原村、上天草市、芦北町、菊陽町、大津町	
９月１日～９月 30 日	287 名	694 名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町、上天草市、御船町、甲佐町、芦北町	
10 月１日～10 月 31 日	94 名	788 名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、宇城市、八代市	

・７月 29 日以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の職員を熊本県庁及び県内市町村に巡回派遣し、自治体への被害調査支援等を実施。

	派遣人数	のべ人数・日	派遣先自治体名		備考
７月 29 日～７月 31 日	18 名	18 名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、上天草市、天草市、苓北町、美里町、甲佐町、御船町、西原村、	

				菊陽町、大津町	
８月１日～ ８月 31 日	188 名	206 名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、上天草市、苓北町、美里町、甲佐町、御船町、西原村、菊陽町、大津町、芦北町、益城町	
９月１日～ ９月 30 日	132 名	338 名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市、上天草市、氷川町、芦北町、美里町、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町	
10 月１日～ 10 月 31 日	86 名	424 名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、宇土市、宇城市、八代市	

・８月３日以降、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）より、被災自治体へ派遣し、支援を実施。

派遣先 自治体	支援自治体	派遣人数	派遣期間
熊本県	石川県	６名	派遣員 A ８月６日～８月 11 日 派遣員 B ８月６日～８月 16 日、 10 月 22 日～10 月 30 日 派遣員 C ８月 16 日～８月 25 日 派遣員 D ８月 24 日～８月 31 日 派遣員 E ８月 30 日～９月６日 派遣員 F ９月５日～９月 12 日
氷川町	広島県安芸郡 坂町	１名	８月８日～８月 16 日
	愛媛県 松山市	１名	８月 16 日～８月 29 日
	東京都 練馬区	１名	８月 29 日～９月 12 日
	石川県穴水町	１名	９月 12 日～９月 18 日
	広島県	３名	派遣員 A　９月 12 日～９月 18 日 派遣員 B　９月 17 日～９月 19 日 派遣員 C　９月 19 日～９月 25 日
	北海道厚真町	１名	９月 24 日～10 月２日
	石川県かほく市	１名	10 月２日～10 月 15 日
	北海道千歳市	１名	10 月 5 日～10 月 22 日
八代市	岡山県 倉敷市	１名	８月８日～８月 15 日
	福岡県 朝倉市	１名	８月 15 日～８月 20 日
	東京二十三区清掃一部事務組合	１名	８月 31 日～９月４日

	神奈川県横浜市	２名	派遣員Ａ　９月５日～９月９日 派遣員Ｂ　９月５日～９月 12 日
	石川県珠洲市	１名	９月 11 日～９月 17 日
	石川県金沢市	１名	９月 28 日～10 月９日
	石川県七尾市	１名	10 月 13 日～10 月 23 日
宇城市	宮城県 仙台市	８名	派遣員Ａ ８月３日～８月８日 派遣員Ｂ ８月８日～８月 12 日 派遣員Ｃ ８月 12 日～８月 16 日 派遣員Ｄ ８月 16 日～８月 20 日 派遣員Ｅ ８月 20 日～８月 24 日 派遣員Ｆ ８月 24 日～８月 28 日 派遣員Ｇ ８月 28 日～９月１日 派遣員Ｈ ９月１日～９月５日
	熊本県 菊池市	１名	８月 10 日～８月 14 日
	富山県 氷見市	２名	派遣員Ａ　８月 20 日～９月１日 派遣員Ｂ　８月 20 日～８月 26 日
	石川県能登町	２名	派遣員Ａ　９月５日～９月 10 日 派遣員Ｂ　９月 12 日～９月 16 日
	山梨県	２名	派遣員Ａ　９月 15 日～９月 21 日 派遣員Ｂ　９月 25 日～10 月１日
	福岡県	１名	９月 18 日～９月 24 日
	愛媛県大洲市	２名	派遣員Ａ　９月 29 日～10 月９日 派遣員Ｂ　９月 29 日～10 月９日
	茨城県日立市	６名	派遣員Ａ　10 月５日～10 月９日 派遣員Ｂ　10 月５日～10 月９日 派遣員Ｃ　10 月 19 日～10 月 23 日 派遣員Ｄ　10 月 19 日～10 月 23 日 派遣員Ｅ　10 月 26 日～10 月 30 日 派遣員Ｆ　10 月 26 日～10 月 30 日
	福島県本宮市	２名	派遣員Ａ　10 月 11 日～10 月 17 日 派遣員Ｂ　10 月 11 日～10 月 17 日
宇土市	三重県	４名	派遣員Ａ　８月 20 日～８月 25 日 派遣員Ｂ　８月 25 日～８月 29 日 派遣員Ｃ　８月 29 日～９月２日 派遣員Ｄ　９月２日～９月６日
	三重県南伊勢町	８名	派遣員Ａ　９月 14 日～９月 18 日 派遣員Ｂ　９月 14 日～９月 18 日 派遣員Ｃ　９月 21 日～９月 25 日 派遣員Ｄ　９月 21 日～９月 25 日 派遣員Ｅ　９月 28 日～10 月２日 派遣員Ｆ　９月 28 日～10 月２日 派遣員Ｇ　10 月５日～10 月９日 派遣員Ｈ　10 月５日～10 月９日
	鳥取県出雲市	１名	10 月 15 日～10 月 16 日
	東京都八王子市	１名	10 月 23 日～10 月 29 日

	島根県	２名	派遣員 A　10 月 16 日～10 月 23 日 派遣員 B　10 月 24 日～10 月 31 日
	島根県松江市	１名	10 月 16 日～10 月 23 日
	島根県益田市	１名	10 月 24 日～10 月 31 日
	宮城県	４名	派遣員 A　10 月 19 日～10 月 24 日 派遣員 B　10 月 19 日～10 月 24 日 派遣員 C　10 月 23 日～10 月 30 日 派遣員 D　10 月 23 日～10 月 30 日

・７月 30 日以降、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に属する廃棄物処理団体等に協力要請を行い、現地派遣。８月 11 日より全国都市清掃会議が、ごみ収集車派遣による収集運搬支援を実施。

	派遣人数/車両	のべ人数・日/台数・日	派遣先自治体名		派遣団体
７月 30 日～７月 31 日	４名	４名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
８月１日～８月 31 日	50 名/277 台	54 名・日 277 台・日	熊本県	熊本県庁、熊本市、八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市、松山市）
９月１日～９月 30 日	192 台	54 名・日 469 台・日	熊本県	熊本市、八代市	全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、松山市）

※派遣人数は、持続可能社会推進コンサルタント協会の派遣者人数、車両は全国都市清掃会議の派遣車両台数。

〇仮置場関係：現在６市町で片付けごみの仮置場開設中
（開設市町）宇城市、甲佐町、芦北町、益城町、八代市、氷川町
（受入終了）西原村（８月７日）、上天草市（８月 16 日）、嘉島町（８月 31 日）、
美里町（９月 13 日）、御船町（９月 18 日）、宇土市（10 月 20 日）
~~※宇土市は追加開設の予定あり~~
〇公費解体受付窓口関係
公費解体受付窓口を順次開設
（開設市町）甲佐町（８月 17 日）、美里町（８月 24 日）、芦北町（８月 31 日）、御船町（９月１日）、水俣市（９月９日）、熊本市（９月 10 日）、嘉島町（９月 10 日）、益城町（９月 10 日）、菊池市（９月 14 日）、宇土市（９月 14 日）、合志市（９月 14 日）、氷川町（９月 15 日）、宇城市（９月 24 日）、八代市（９月 28 日）、上天草市（９月 28 日）、大津町（10 月１日）、西原村（10 月５日）、玉名市（10 月５日）、山都町（10 月 13 日）、津奈木町（10 月 20 日）

〇環境省・熊本県・熊本市が共同で「災害廃棄物支援調整本部」を立上げ、被災市町村の人的支援等を調整（８月７日）
〇損壊家屋等の公費解体・撤去を推進するため、環境省を中心とする「令和８年熊本地震公費解体支援チーム」を設置（８月７日）
〇熊本県主催による被災市町村向けに災害廃棄物処理に係る補助金説明会を開催（８月 10 日）
〇被災市町村向けに災害廃棄物処理に係る補助金のオンライン相談窓口を、環境省に設置（８月 11 日）
〇熊本県が災害廃棄物処理基本方針を公表（８月 20 日）
〇環境省が「令和８年熊本地震を受けた包括的災害廃棄物対策プログラム」を公表（８月 20 日）
〇熊本県が災害廃棄物処理実行計画を公表（８月 21 日）
〇熊本県主催による第２回災害廃棄物処理等に関する市町村説明会（公費解体関係等）を開催（８月 24 日）
〇熊本県主催による第３回災害廃棄物処理等に関する市町村説明会（公費解体関係等）を開催（９月 18 日）
〇熊本県主催による第４回災害廃棄物処理等に関する市町村説明会（公費解体関係等）を開催（10 月９日）
〇熊本県主催による災害廃棄物処理に係る進捗確認会議が開始（10 月 28 日）
〇熊本県内の浄化槽被害状況（令和８年 10 月２日時点）
※調査対象地域：震度５弱以上を記録した市町村

	調査基数	交換対象基数・割合	修理対象基数・割合
合併処理浄化槽	52,461 基	70 基(0.1%)	1,032 基(1.9%)
単独処理浄化槽	25,192 基	87 基(0.3%)	1,103 基(4.3%)
合計	77,753 基	157 基(0.2%)	2,135 基(2.7%)

【大気汚染・水質汚濁関係】
〇環境汚染対策室から、関係自治体に対し、大気・水環境に影響をもたらす事案の発生状況について、情報提供を依頼（７月 28 日）
〇環境汚染対策室から、関係自治体に対し、災害時の石綿飛散防止マニュアルに基づき石綿の飛散・ばく露防止を適切に実施するよう通知（７月 28 日）
〇 石綿へのばく露防止（防じんマスクの着用）について記載したボランティア向けリーフレットを関係自治体に送付（８月４日）
〇 熊本県及び熊本市にボランティア向けの防じんマスクを提供（８月７日発送）

【熱中症対策関係】
〇福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に対し、被災住民等の熱中症対策についての事務連絡を７月 28 日中に発出（７月 28 日）
〇環境保健部から職員を現地に派遣し、熱中症への対応状況等の情報収集や調整を開始（７月 28 日）
〇福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に対し、被災自治体における指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)等の積極的な開放についての事務連絡を発出（７月 29 日）
県・市町が開放可能なクーリングシェルターを抽出し、県ウェブサイト等で公開・周知
〇車中泊の避難者向けに熱中症・エコノミークラス症候群対策を呼び掛けるチラシを県と協力して作成（８月１日）
〇避難生活中にトイレの使用を避けるため水分摂取を控えることがないように注意喚起を促す旨を、SNS で発信（８月１日）

〇車中泊の避難者向けのチラシについて、巡回医療関係者等を通じて車中泊避難者に直接配布を開始するとともに、SNS で発信（８月２日）
〇避難者にリハビリを行う医療従事者に対して、熱中症予防についても避難者へ啓発してもらうよう厚生労働省を通じて依頼（８月３日）
〇ボランティア活動が拡大していく中、ボランティア従事者の熱中症注意喚起の事務連絡を発出（８月４日)。また、ボランティア活動時の注意点について SNS で発信するとともに、現地のボランティアセンター等に熱中症予防のチラシを配布し、呼びかけの協力を依頼。（８月５日）
〇くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD) 主催の「火の国会議」にて、ボランティア活動時の注意点について呼びかけ（８月６日）
〇避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行うチーム（DWAT）において熱中症予防や車中泊の避難者向けのチラシを活用し避難者へ啓発してもらうよう関係団体（全国社会福祉協議会）を通じて依頼（８月７日）
〇熊本県のラジオ放送局において、災害時の熱中症予防について呼びかける、政府広報ラジオのスポットＣＭ放送を開始（８月８日）
〇また、政府広報にて、熊本県の新聞広告を活用し、避難生活等で心がけていただきたい熱中症予防行動について周知（８月９日）
〇警察関係者の協力を得て、車中泊避難者への夜間の巡回を強化し、環境省・厚労省・熊本県で作成した熱中症等への注意と対応方法を記載した「車中泊に関するセルフチェックリスト」を配布（８月 10 日）
〇被災市町村担当職員等に対して開催された災害廃棄物処理等に関する説明会において、解体作業時等に気を付けるべき熱中症対策のポイントについて周知（８月 10 日）
〇車中泊をされている避難者向けに熱中症等への注意と対応方法を記載した「車中泊に関するセルフチェックリスト」等を SNS で発信（８月 12 日）
〇車中泊をされている避難者やボランティア向けに「道の駅」に熱中症対策の周知広報資材を配布（８月 13 日）
〇ボランティア向けに熱中症対策等について SNS で発信（８月 13 日）
〇熊本県や熊本県薬剤師会の協力を得て、被災地域の薬局において熱中症予防の周知広報資材を掲載いただくよう依頼（８月 13 日）
〇国土交通省や全国レンタカー協会の協力を得て、熊本県内のレンタカー営業所における熱中症予防の普及啓発を依頼（８月 14 日）
〇国土交通省や NEXCO 西日本の協力を得て、ボランティアや車中泊の方等が利用する九州エリアのサービスエリアにおいて、デジタルサイネージ（電子表示板）を用いた、熱中症予防の普及啓発を開始（８月 15 日）
〇熊本県や九州産交バスの協力を得て、阿蘇くまもと空港と熊本市内を結ぶ空港リムジンバス車内に熱中症予防のリーフレットを配布いただくよう依頼（８月 17 日）
〇九州エリアのサービスエリアや、道の駅における熱中症予防の普及啓発の実施等について、SNS で発信（８月 19 日）
〇現地のニーズに基づき民間企業等から提供された熱中症予防のためのウェアラブル端末を被災地域の災害ボランティアセンター等に送付いただくよう仲介し、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの職員、被災地域を巡回する福祉関係者等の熱中症予防に貢献（８月 20 日）
〇熊本県や九州産交バスの協力を得て、阿蘇くまもと空港と熊本市内を結ぶ空港リムジンバス車内に熱中症予防のリーフレットを掲示したことについて、SNS で発信（８月 25 日）
〇災害ボランティアをはじめ、多くの方が利用する九州新幹線 熊本駅及び新水俣駅において、ポスターやデジタルサイネージを用いた熱中症予防の呼びかけを開始（８月 26 日）

【国立公園関係】
〇国立公園課から九州環境局に対して直轄施設等の被害状況について情報提供の依頼（７月 28 日）
〇九州環境局において、直轄施設約 84 施設について状況把握を実施。被害が確認されたのは２施設であり、うち１施設のみ供用停止中。（８月３日）

【動物愛護管理関係】
〇動物愛護管理室から関係自治体（熊本県、長崎県、鹿児島県、熊本市）に対し「①動物収容施設の被災状況」「②特定動物の逸走の有無」「③避難所におけるペット同行避難の状況」について情報収集を依頼（７月28日）現時点で特段問題がある旨の報告なし（７月31日）
〇動物愛護管理室職員一名を現地に派遣（７月29日）
〇熊本県及び同県獣医師会と連携して避難所におけるペットの受入れに関する現状把握。ペット災害支援協議会等の民間団体と連絡会議を開催し今後の支援体制を確認。（７月 30 日）
〇熊本県からの要請を受けて、八代市、宇城市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。熊本県に対して、避難施設・仮設住宅等でのペットの受入れ配慮に関する依頼文書発出。（７月 31 日）
〇八代市、氷川町の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月１日）
〇八代市、宇城市、宇土市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。これまでの状況を踏まえ、熊本県と今後の支援策について協議。（８月２日）
〇八代市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月３日）
〇宇城市の避難所予定地を訪問し、ペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。熊本地震ペット救護本部の会議にオブザーバーとして参加。（８月４日）
〇八代市・氷川町の担当部署及び避難所（４箇所）を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月５日）
〇八代市の避難所（２箇所）を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月６日）
〇宇城市の担当部署を訪問し、ペット受入れ可能な避難所の開所について協議。八代市の避難所（２箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月７日）
〇熊本県と避難所へのペット用品の支援等について協議。八代市の避難所（２箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月８日）
〇八代市・宇城市・氷川町の避難所（４箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。避難所でのペット用品支援のニーズを確認。（８月９日）
〇熊本県と連携し、共立製薬（株）の協力を得て、保護された犬・猫の情報サイトを開設。八代市・宇城市の避難所（６箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月 10 日）
〇宇城市の担当部署を訪問し、ペットの一時預かりの場所等について協議。八代市・宇城市の避難所（３箇所）を訪問し、現状把握とペット用品の提供等を実施。（８月 11 日）
〇宇城市の担当部署を訪問し、トレーラーハウスの運用等について協議。氷川町・宇城市の避難所（２箇所）を訪問し、現状把握とペット用品の提供等を実施。（８月 12 日）
〇宇城市の担当部署及び熊本市の動物愛護センターを訪問し、ペットの一時預かり施設等

について協議。八代市の避難所（１箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月 13 日）
〇宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。
宇城市の避難所（１箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月 14 日）
〇宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。熊本市の避難所（１箇所）を訪問し、現状把握等を実施。（８月 15 日）
〇宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。八代市の避難所（１箇所）を訪問し、ペット救護本部によるペット健康相談の状況把握等を実施。（８月 16 日）
〇宇城市でペットの一時預かり施設を設置し、受入れ開始。熊本地震ペット救護本部の会議にオブザーバーとして参加し、ペットの健康相談を当面毎週日曜日に各所で実施すること等を確認。（８月 17 日）
〇熊本県・宇城市の担当部署及び八代市・氷川町の避難所（２か所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（８月 18 日）
〇熊本県・熊本市の担当部署と今後の支援内容等について協議。宇城市のペットの一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。八代市・氷川町の避難所（２箇所）を訪問し、現状把握や助言等を実施。(8 月 19 日）
〇石原環境大臣が宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、末松宇城市長とともに現状把握等を実施。同施設がペットフード等の提供の場として認知が広がっていること等を確認。(8 月 20 日）
〇熊本県の担当部署と今後の支援内容等について協議。(8 月 21 日）
〇八代市、氷川町の避難所（３箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。(8 月 22 日）
〇氷川町役場で実施されたペット救護本部によるペット健康相談の状況把握等を実施。宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施（8 月 23 日）
〇熊本県動物愛護センター及び宇城市の担当部署と今後の支援内容等について協議。八代市の避難所（２箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。(8 月 24 日）
〇熊本県動物愛護センター及び熊本県獣医師会と今後の支援内容等について協議。八代市の避難所（１箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。（８月 25 日）
〇ペット災害支援協議会等の民間団体と連絡会議を開催し今後の支援体制を確認。（８月 26 日）

【公費負担医療関係】
〇保健部企画課から都道府県等に対し、被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の取扱いについて、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療等を受けるために必要な手続をとることができない場合も給付が受けられるよう、事務連絡を発出（7 月 29 日）
〇保健部企画課から関係自治体に対し、特定被災区域内に居住地を有する者からの公害健康被害の補償等に関する法律における各種特定権利利益等の請求期限の満了日を延長する旨の事務連絡を発出（8月12日）
〇保健部企画課から独立行政法人環境再生保全機構に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく権利利益のうち、同法に基づく決定の申請、医療費の請求等の請求期限の満了日を延長する旨の事務連絡を発出。併せて都道府県等に対しても上記の運用

を周知し、的確な運用への協力を依頼（8月12日）

【国家試験の救済措置関係】

○令和８年10月４日実施予定の公害防止管理者等国家試験を受けることが困難になった被災者に受験料を返還するため、令和８年９月28日、同国家試験に係る事務規程を変更し、被災者への受験料返還規定を追加（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一般社団法人産業環境管理協会による事務規程の変更を、経済産業大臣及び環境大臣が認可）。

以上